

③個人住宅に係る開発行為について（報告）

■場所

B 地区内（北方官衙推定域（平成 16 年に推定）の北端）（裏面写真・地図参照）

※B 地区…史跡指定地に準じた保存管理が望まれる地区（『史跡伊勢国府跡保存管理計画書』より）

■本件の経緯

令和 2 年 4 月に史跡である伊勢国府跡の B 地区内（本件該当地）での住宅増築工事の問合せを受けました。しかし、認識不足により史跡の B 地区の説明まではできず、「長者屋敷遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）に該当している」とだけ伝えました。

令和 3 年 11 月 9 日に、該当地での工事に伴う 93 条届出について問合せがあり、その際に翌週着工予定であることが判明しました。

該当地は以前の母屋建設（裏面写真参照）の際に、工事立会を実施した過去（平成 17 年 8 月 23 日）がありました。その経験から施主・代理人ともに改めて提出をする必要はないと自己判断してしまい、問合せや届出の提出が遅れたそうです。

本件の対応について埋蔵文化財届出事務担当が史跡担当や発掘調査担当と情報共有したことで、該当地が史跡の B 地区であることが発覚しました。今後の対応について取り急ぎ県教委と相談し、「史跡の B 地区である旨を施主に説明し、保存に係る理解を仰ぐ場を設ける」「図面の提出を大至急求める（この時点では発掘届出書に添付すべき資料が揃っていなかったため）」ことを決定しました。

代理人による図面提出後、本件対応について県教委と再度協議し、

- ① 史跡近接地の保存について住民に周知できていなかった市側の責任は大きい
- ② 施主に理解をいただきたいが、今から施工取りやめというのは現実的でない
- ③ 図面から判断するに、範囲確認調査の実施が妥当である

旨を共有・整理しました。

その後、市と施主及び代理人とで協議の場を開き、改めて「当該地は史跡の B 地区であり、保存が望ましい土地である」旨を伝えましたが、既に工事準備が進められてしまっていたことから、増築の見直しまで話は至りませんでした。周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出（法 93 条届出）を提出させ、県教委の指示に従い、範囲確認調査を実施しました。

調査の結果、遺構・遺物が確認されなかったため、調査後、施主は工事に着手しました。ただし万が一工事中に埋蔵文化財が発見された場合は市文化財課に連絡するように指示しました。

■今後の対応

今回の件は史跡指定以降、史跡近接地の保存について市から住民に周知できていなかったことが引き起こした事象だと痛感し、反省しています。

似た事案の再発を避けるため、文化庁・三重県教育委員会の指導を仰ぎながら史跡近接地の所有者・土地利用者に対する啓発事業（説明会等を予定）を取り急ぎ実施します。

本市の体制は、史跡担当・埋蔵文化財届出事務担当と役割が細分化されており、組織内の情報共有や連携体制が不十分でした。

令和 4 年 2 月から届出事務分担を見直し、情報共有・連携体制の改善を図っています。今後は組織の再編成も含めて検討し、史跡保護に万全を期していきます。

該当地について

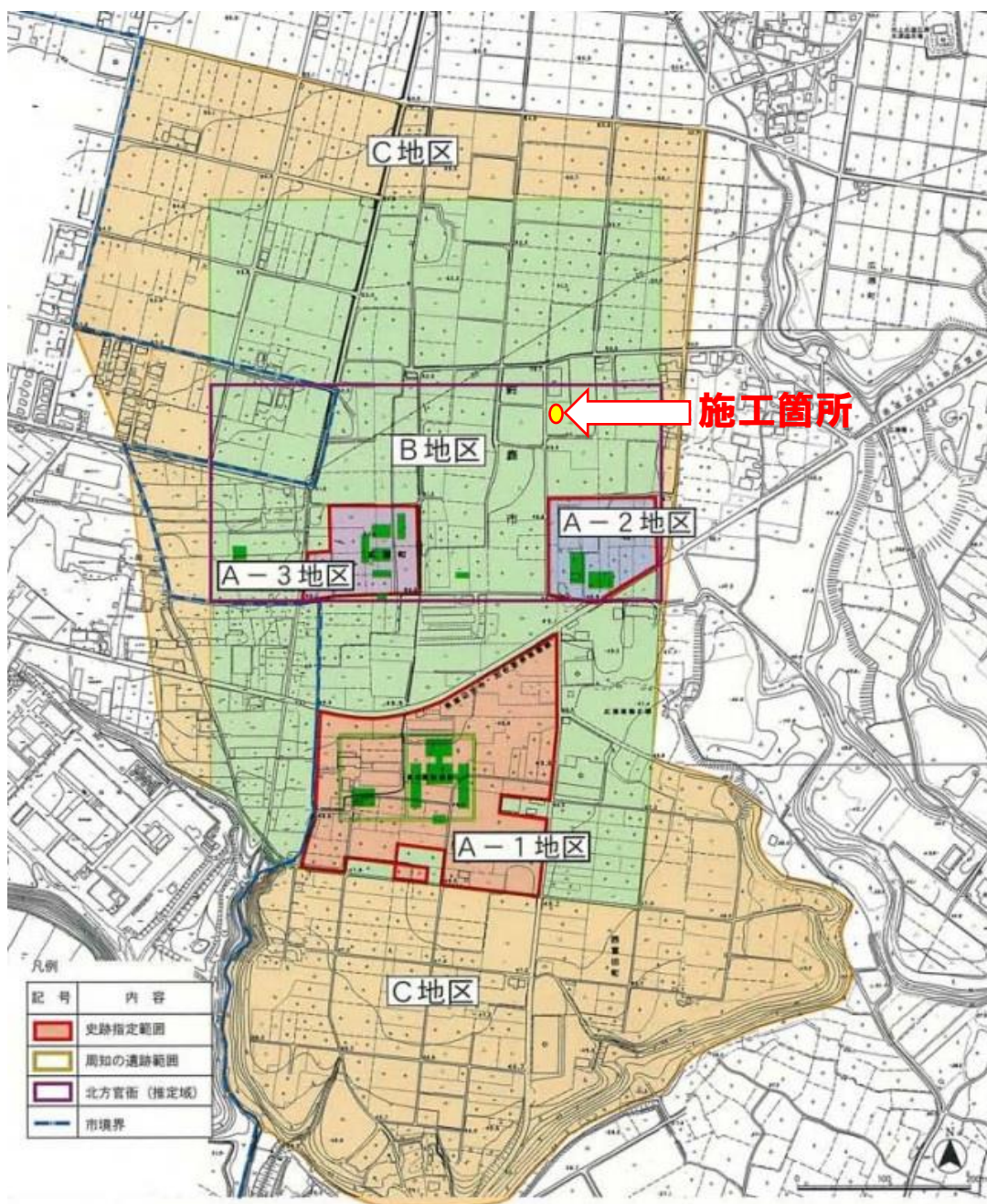


図-15 地区区分図

参考資料 史跡伊勢国府跡保存管理計画 (H16.3) より